

奈良県告示第三百八十一号

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第八条第一項の規定により適用される土地
地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり
天理市岩室農住組合土地地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

天理市岩室農住組合

二 事業施行期間

平成十九年四月三日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

天理市岩室町の一部

四 土地地区画整理事業の名称

天理市岩室農住土地地区画整理事業

五 事務所の所在地

奈良市大森町五七番地の三

六 施行認可の年月日

平成十九年三月二十三日

七 変更認可の年月日

平成二十二年三月十一日